

現場に出かけ、市民の声を聞き、政策提言に取り組む市議会

熊本市議会・議会運営委員会では、10月3～5日、松戸市、松本市の市議会を視察。益田牧子議員が参加しました。主権者である市民の視点に立った議会運営が行われており、熊本市議会が一番学ぶべきは、選挙の時だけでなく、大事な問題では、市民の声を真摯に聞く姿勢だと思いました。特に、松本市議会は、2009年2月、身近な議会、行動する議会を目指して、「議会基本条例」を制定。その後も、系統的な取り組みを実践しており、感銘を受けました。その主なものを紹介します。

現地に出かける「移動委員会」を活発に開催

松本市議会では、条例で、「地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができるものとする」と謳われています。通称「移動委員会」と言われ、これまで5回開催。土砂災害対策や小学校の合併問題、簡易水道砒素検出など請願・陳情が出された現場に出向き、住民の声を聞き、傍聴の中、委員会審査を実施。「議会活動への市民参加」の活動原則が、貫かれていました。

保育士が預かり、子ども連れでの議会傍聴も安心

本会議・委員会傍聴をする方の、1歳以上就学前までのお子さん、お孫さんを、議会ロビーの「議会子ども控室」で預かる制度（無料）もありました。（申し込みは、前日まで）傍聴者へのアンケートも取られ、結果が議会のホームページに掲載されています。

「ごみ減量」「入札のあり方」などを政策提言

市議会の役割として、市政の監視と共に、「条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行う」ことを条例で明記。常任委員会ごとに政策提言「テーマ」を決め、研究・検討を行い、全議員参加の「政策討論会」で論議し、市長に「政策提言」します。2010年度は、「ごみ減量」「ゾーン30（自動車の制限速度を30km以下とするエリア）の取り組み」「入札のあり方」「公立病院のあり方・運営等」を提言。その内容は、市議会だよりやホームページに掲載されています。

熊本市議会・全会一致「今藤工業団地整備経費」減額修正

9月議会では、経済委員会が植木町今藤工業団地の現地調査の上、審査。本会議で、全会一致、7186万9千円の減額修正を行いました。

（控室から） 益田牧子

「ツレ・うつ」鑑賞のすすめ

「ツレ・うつ」は「ツレがうつになりました」が現在上映中です。漫画家・細川貂々さんの実話・気コミックエッセイが原作（夫（つれ）がうつ病（宇宙かぜ）になり、夫婦での闘いの日々が描かれています。佐々部清監督が脚本を依頼してから、実に三年掛りで映画化。うつ病に苦しみ闘っている人はもちろん、悩みを抱えている全ての人々への力強い・温かいメッセージがこめられています。「必要のない人間などいない」「つらい時はがんばらなくてもいい」「どんな夜も明けられない夜はない」…宮崎あおい、堺雅人の篤姫コンビに同居人？のイグアナと亀が加わり、自殺未遂もある重いテーマを実に自然体で、時には、ユーモラスに見せてくれます。芸術の秋、映画館にもどうぞお出かけ下さい。心がほのぼのとします。追伸！右手首骨折のギブスがやつと取れました。バイクにも、ソロソロ乗っています。読者の皆さんのたくさんのお見舞いありがとうございます。皆さんもおからだ大切に！

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 773
2011年10月16日
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

龍田出張所は機能を拡充し、暮らしやすい政令市・熊本に！

地域住民の強い要望、「龍田出張所の『総合出張所』への機能拡充を求める請願」に応えるべき

区役所から一番遠い「龍田出張所」こそ、機能の拡充を！

車に乗れない「生活保護世帯」など、交通弱者への配慮が必要です

9月議会には、龍田・楠・武蔵地域の住民から、「日本一暮らしやすい熊本を目指し、龍田総合出張所実現」を求める請願が提出されました。請願では、龍田出張所の機能拡充を求める理由に、「龍田・楠・武蔵は、北区の中でも植木区役所(予定)から一番遠く、交通の便が悪い」と述べられています。請願が付託された総務委員会では、上野みえこ議員がこの問題を取り上げ、各区役所から出張所までの距離を質し、「龍田出張所」の機能拡充を求めました。右表のとおり、北区の範囲にとどまらず、全市域で区役所からの距離が一番遠く不便なのが「龍田出張所」です。設置予定の14カ所の出張所のうち、「総合出張所」とならないのは、わずか5カ所です。総合にならない出張所の中で、飛びぬけて遠く、しかもバスの利便も悪いのが「龍田出張所」です。



【各区役所からの距離】

5つの区役所	出張所		(距離 km)
中央区役所	大江		2.5
東区役所	託麻	総合	7
	秋津		1.7
西区役所	東部		2.1
	河内	総合	10.9
南区役所	花園	総合	7.9
	城南	総合	6.2
北区役所	飽田	総合	6.8
	天明	総合	7.7
	幸田	総合	8.7
北区役所	南部		5.3
	北部	総合	4.4
	清水	総合	8.7
	龍田		13.9

「区バス」で不便の解消は無理

「区バス」が走ると言いますが、車で約14kmの距離は、バス路線で行くと約17km、運賃は乗換え含め往復約1,500円、所要時間は乗換えで片道約1時間です。しかも、1日4往復程度なので、1日かかりです。

生活保護の問題では、

「ケースワーカーが出向く」と答弁

区役所を利用するのは、さまざまな困難を抱え、相談などに出向く人がほとんどです。特に、福祉事務所が「区役所」ごとに設置されるので、車の使用が原則認められない生活保護世帯は、何かあれば、いやでも居住地の区役所に行くこととなります。

総務委員会では、政令市移行を担当する政令市推進室より、「生活保護の人が何回も行かないようにしたい」「変更の確認には、(ケースワーカーが)出向く」と答弁しました。政令市移行後は、区役所・出張所の体制を強化し、答弁どおりの対応を厳格に実行すべきです。



公平な住民サービスの提供を！

政令市移行に向けて、住民は「暮らしやすさ」を強く要望しています。多くの反対意見がある中で、区役所を人口の密集していない、拠点性の薄い場所に設定したのは行政の都合です。地方自治法には、住民が等しく住民サービスを受ける権利があることを定めています。住民の立場で、公平な住民サービスが提供できるよう、龍田に限らず、区役所が遠い、交通の利便が悪い地域については、出張所機能の拡充を今後も真摯に検討すべきです。

地方自治法第10条2項

「住民は法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供を等しく受ける権利を有する」

